

別表 任意判定手数料 (第 16 条関係)

(税込み)

	(一)	(二)	(三)
	床面積の合計	法第 20 条第二号イ又は第三号イの構造計算が大臣認定プログラムにより適正に行われている場合	法第 20 条第二号イの構造計算が同条第二号イに規定する方法により適正に行われている場合
(1)	1,000 m ² 以内のもの	108,000	156,000
(2)	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	134,000	209,000
(3)	2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	147,000	240,000
(4)	10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	187,000	319,000
(5)	50,000 m ² を超えるもの	319,000	587,000